

国民健康保険高額療養費等の過支給について

【内容】

本市における国民健康保険の高額療養費等の支給事務において、自己負担限度額の所得区分の誤りにより、高額療養費等を過支給していた事実が判明いたしました。

1 概要

市町村民税の賦課期日1月1日時点で日本国内に住所を有しなかった被保険者（海外からの転入者等）がいる世帯の場合、高額療養費の自己負担限度額の所得区分は「課税世帯の区分」を適用することが法令で規定されていますが、誤って「住民税非課税世帯」を適用していたため、高額療養費並びに入院時食事療養費の過支給が発生しました。

2 原因

当市のシステムでは、上記の対象世帯について、自動的に「非課税世帯の区分」が適用される設定となっているため、システム処理時に手動で区分を変更すべきところ、法令の認識不足より、「非課税世帯の区分」と誤って認定し、高額療養費等の過支給が生じました。

3 該当世帯数・過大支給額

7世帯、211,570円（令和4年度から令和6年度）

4 対応状況

- ・区分誤りが判明した449名の適用区分を、正しい限度額区分に変更しました。
- ・過大に支給した世帯に、個別に謝罪と説明を行った上で、返還をお願いしてまいります。

5 再発防止策

法解釈の徹底、複数人での確認によるチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

（問合せ先）

担当 健康福祉部 保険課 国保年金係 北澤、宮阪

電話 0266-72-2101 内線 322

F A X 0266-73-0391